

【事例から学ぶ会計】シリーズ 第6回

中小企業の役員借入金・役員貸付金の問題点②



T・MACKS 税理士法人
代表社員 菅原 初義

はじめに

前号において、法人が役員等から借入れを行った場合の問題点等について述べました。法人が役員等から金銭等を借りている場合は、相続の問題として、どちらかと言えば役員等個人が対策を講じるべき点が中心でした。

今回はその逆で、法人が役員等に貸付けを行った場合、税務上等の観点からどのような問題点があるのかについて考察します。

法人から役員等への貸付金

役員等が、一時的に資金が必要ときに、法人から資金を借りるケースもあります。

この場合に、金銭消費貸借契約書や借用証などを作成していない場合も多く、借りたまま放置されていることも見受けられます。

このように、法人から役員等に対する貸付けがあるときに、役員等個人及び法人において生じる問題点としては、次のようなことが考えられます。

(1)役員等個人の問題点

①返済

役員等が法人から借りた借入金を、返済しないのでそのままにしておくと、その役員等への賞与とみなされることがあり、その場合には所得税や住民税が課せられることもあります。

また、役員等が「法人へ金銭等を貸付けたとき」は、無利息でも問題とはならな

いケースが多いのですが、役員等が「法人から金銭等を借入れたとき」は、金融機関等から借入れをしたときと同様に、法人に対し借入利息を支払わなければなりません。(後述②法人の問題点参照)

②相続

役員等が法人から借りた借入金は、その役員等が亡くなっても消滅はせず、そのまま負の相続財産となります。

原則として、その負の財産は相続人が引き継がなければならないため、相続税の計算上、その借入金等の分、遺産総額は減ることとなり、相続税は減少しますが、相続人がその借入金の返済義務を負うこととなります。

(2)法人の問題点

法人が役員等へ資金を貸し付けた場合、様々な問題点やリスクが生じることになります。

①利息の計上が必要

法人は、非営利法人でない限り、利益を得ることを目的に事業を行っていることが前提にあります。このため、法人が役員等に金銭等を貸す場合にも、利息を得るために貸付けを行ったと考えます。

貸付けを行った際の利息相当額を計算する際の利率は、以下の通りとなります。

- (1)法人が他から借り入れて貸し付けた場合……その借入金の利率
- (2)その他の場合……貸し付けた年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%を加算した利率。(平成30年・平成31年中に貸し付けた場合には1.6%)

法人は貸付利息を計上することで、所得金額が増加することになります。このため、貸付利息が現金の入金が無く未収計上だとしても、この所得金額の増加により法人税等が増える場合には、法人の資金の負担増にも繋がります。

注意！

役員等に無利息又は上記利率による利息相当額よりも低い利息で金銭を貸し付けた場合には、原則として、上記の利率により計算した利息相当額との差額が給与として課税されることになるため、注意が必要です。

例：平成30年4月に、役員等に1,000万円を貸し付けた。平成31年3月末において未回収であるため、貸付金利率を年0.6%として未収利息を計上した。(3月決算法人)

- (1)実際の利息計上額
1,000万円×0.6%×12月／12月＝6万円
- (2)貸付利息として計上すべき金額(認定利息)
1,000万円×1.6%×12月／12月＝16万円
- (3)役員等への給与とみなされる金額
(2)－(1)＝10万円

この10万円を収入に計上すると同時に、役員等に対する給与所得として、法人は10万円に対する源泉所得税を納めることが必要となり、役員等個人も所得税、住民税が増えることとなります。

②役員賞与に認定される可能性も

役員等個人の問題の裏返しで、法人として役員等への貸付金が長期間返済されずに残っている場合に、税務調査において、役員等個人は返済する意思が無く、法人としても回収する意思が無いと判断されたときに、「貸している」というよりも「あげた」とみなされることもあります。この場合、貸付金とし

て処理した金額をその役員等へ賞与を支払ったものとみなし、「役員賞与」に認定される可能性があります。

役員賞与として認定された場合には、その役員等の所得税、住民税が増えることとなります。更に法人にも、源泉所得税の不納付加算税を課される可能性があります。

また、役員等への貸付金が大きくなったため、その一部を債権放棄するという考えもあります。

しかしながら、債権放棄をして貸倒処理を行うことは、その役員等の返済能力が無いことが明らかでない限り、会計上、貸倒損失として処理したとしても、税務上は損金には認められません。

この場合には、法人においては貸倒損失に計上した額が損金不算入となり、役員等個人に対しては貸倒損失として計上した金額はその役員等への役員賞与と認定され、役員等個人に所得税や住民税が課されることとなります。

このため、債権放棄ということは安易にはできるものではありません。

③使途秘匿金とみなされるリスク

現預金の支出があったものの、その支出の内容や支払先が不明であるため、役員等への貸付金として処理されているケースもあります。この支出の内容等を申し述べるできないときには、当該貸付金が使途秘匿金と認定されることがあり、使途秘匿金と認定された場合には、その支出した額の40%の法人税と、それに対する地方税等が課されることになるため、内容等が不明な貸付金には注意が必要です。

④金融機関からの評価が下がる

役員等への貸付金がある場合、金融機関は「融資をしても、それが役員等の私的な資金に流用されてしまうのではないか」という疑念を持つ可能性が高いため、金融機関の評価が下がってしまう可能性があります。その結果、融資を受けられないことになる場合も考えられます。

(3)対策

前述のように様々な問題が生じるた

め、役員等への個人的な貸し付けは必要最小限にすべきものであり、早急に役員貸付金を減らす方が良いものと考えられます。

役員等への貸付金を回収し、減らしていくための対策としては、以下のような方法が考えられます。

対策①：役員報酬の増額

役員等への貸付金の回収方法の一つとして、役員報酬を増額し、その一部を返済に回してもらう方法が考えられます。この方法によると、その役員等の手取り額を減らさずに貸付金を返済してもらうことができます。

ただし、役員報酬を増額した分、その役員等個人においては、所得税・住民税や、社会保険料の負担が増えることとなります。

また、法人においては、役員報酬の増額分が減益となり、業績への影響が懸念されることにもなりかねません。

※役員報酬の増額改定を行うタイミングに注意！

役員報酬を減額するときと同様に、増額する時期には注意が必要です。役員報酬は改定できる時期が決まっており、「定期同額給与」に該当しないと損金に算入することができません。

例	役員報酬50万円を80万円に増額し、一部を返済に充てる場合(社会保険料は増額後3か月後から、住民税は翌年から金額が変わります。)		
	増額前	増額後	差額
役員報酬	50万円	80万円	30万円
社会保険料	7万円	10万円	3万円
源泉所得税	2万円	6万円	4万円
住民税	1万円	4万円	3万円
差引支給額	40万円	60万円	20万円
差額の20万円を貸付金の返済に充て、役員等には従前と同額の40万円を支払うことで、返済による負担を無くすることができます。ただし、法人では年間360万円の減益となります。			

対策②：退職金との相殺

(イ)生前退職金

役員等への貸付金を回収する方法として、その役員等が退任する際に支給する生前退職金があれば、その退職金と貸付金とを相殺する方法も考えられます。

役員貸付金が退職金で全額回収できるのであれば、役員等個人は資金的負担をすることは無く、法人としても退職

金というまとまった資金を用意する必要はありません。

更に、退職所得は、所得金額の計算上、原則として所得控除額が大きくなるため、役員等個人における所得税や住民税の税負担も少なく済みます。

ただし、退職金の額は、税務上適正な額にしなければなりません。不相当に高額な部分は損金には算入できませんので、注意が必要です。また、株主総会での決議など、一定の手続きも必要となります。

(ロ)死亡退職金

同じ退職金でも、役員等が亡くなったときに死亡退職金を支払い、その死亡退職金をもって貸付金と相殺しようという考えもありますが、死亡の場合には、生前退職金とは性質が異なります。

死亡退職金は、その役員等のみなし相続財産として、相続人の相続財産に加算されます。また、役員等への貸付金は、負の財産としてやはり相続財産となります。

その後、死亡退職金と貸付金とを相殺するかどうかは相続人の分割協議の結果に委ねられることになります。

相続人にとっては、死亡退職金が支払われる分、相続財産総額としては増えることとなりますので、相続税負担が増加することにもなります。

まとめ

法人が役員等へ貸し付ける際には、社内に稟議等を行った上で決定し、金銭消費貸借契約書も作成して、返済方法や貸付利率などを定めておくことが必須です。

しかしながら、中小企業における役員貸付金は、法人が役員等の個人的な費用を支払ったり、領収証などが無く内容が不明な取り引きがあったりした場合などに役員等への貸付金として処理することも見受けられ、これが積もりに積もって多額となることもあります。この場合には、金銭消費貸借契約書が作成されることも無いままであることが多く、その分、役員賞与に認定されてしまう危険度も高くなります。

このように、役員等への貸付金は、法人・個人ともに潜在的なリスクが含まれていますので、極力減らすことが重要です。